

# 山鹿素行の教育論の受容に関する考察（その二）

——津軽耕道における教育方法論を中心に——

内 山 宗 昭

## (序)

山鹿素行（一六二二年～一六八五年）の教育論の受容に関して、その学統の繼承者である津軽耕道（一六八二年～一七二九年）の教育論より分析検討する考察を、拙論「山鹿素行の教育論の受容に関する考察——津軽耕道における陶冶觀・教化觀を中心にして」<sup>(1)</sup>において行つた。そこでは、素行と耕道の教育觀の中から、まず人間形成に関わる基礎論といえる陶冶性に関する論とそこから導かれている教育必要論について、素行と耕道を比較対照した。そして具体的な方法論に関して、社会教化についての見解を取り上げ、その武士・庶民各々に対する教化觀を中心に、これも対照して考察をした。

本論では、具体的な教育方法に関する見解の内、特に素行の教育論の中でも特色のある領域といえる、子弟への教育・学問の method論に焦点をあてて、素行と耕道を対照して考察を進めたい。

素行には、拙論で考察してきたように、特に武士の子弟の教育に関する、中国古典を受容発展する形で、胎教からはじまり、いわば発達の「節」目すなわち段階に即した教育方法・學習方法に至る説があつて、特徴をみせていた。<sup>(2)</sup> 耕道においては、こうした領域について、どのように述べられているのであるか。

### (1) 胎教

素行は胎教については数か所で触れているが、例えば、次のようにある。

人の心程移りよきものはあらず。善惡に就き邪心につき樂につき、時々に皆移るものなり。よくよく心得べし。しかれば胎教さへあれば、幼少の時より善に慣るる如く致さずしては叶ふべからざるなり。<sup>(3)</sup>

一方、耕道にあつても、胎教からの教育を母親の修養という形から説く。

教養の大本は、其母婦の徳をえらみ、胎教の礼を審にする、これ往古の法にして、人心の感ずる処をつつしむがゆゑなり。<sup>(1)</sup>

しかし、これに続けて、「然れども教育の要は、視聴言辞の通ずるより二十歳を超るの間、これ教戒を審にするの時なり。<sup>(5)</sup>」とあるのが注意される。すなわち、胎教よりも、出産後の教育を重視した。合わせて耕道はここで陶冶性の大きい時期を明確に提示していることになる。

素行の場合は、子弟の教育の最初の段階として胎教を評価しており、後述する「節」に応じる教戒説にあつても、例えば『謫居童問』では「以前に云ふごとく、母の胎教あり、況や出生して撫育教導詳ならずんばあるべからず。<sup>(6)</sup>」として、胎教より説き起こしている点が注意される。「以前に云ふごとく」とはおそらく『山鹿語類』を指していると思われるが、同書では、「教戒に節あり」に先立ち「胎教並に師傅母を撰ぶ」<sup>(7)</sup>が述べられている。『列女伝』の記述を引用した上で「凡そ子既に母の胎内に感じては母の気血を分けて己のが氣血とし、母の所感の善悪に感じてこれを以て己のが才質とす。故に婦人子を妊娠する時は、心の物に感ずる所を慎んで其の七情を節ならしむる。<sup>(8)</sup>」と述べている。「才質」への影響まで論じるとともに、「胎内の子に障」らないように配慮し、胎内の環境を安定させ、「出生するの子形容正しく」との記述も並行して書かれている。<sup>(9)</sup>

胎教の真偽を率直に素行に問うてゐる質問もみられるが、そこでは胎教の効果の真偽の議論は深められてゐるとはみえない。<sup>(10)</sup>

一方素行最晩年の貞享二年（一六八五年）の記事に「列女伝第一を読む。……胎教を存す。人生れて父母に肖るは、皆その母物に感ずるの故に、形音これに肖る。<sup>(11)</sup>」と述べており、素行が形質的要素にも胎教が関わつていていたこともみえる。

素行はこのように胎教論を通じても、人間の発達について関心・観察を深める傾向を持っていたが、胎教についての定まつた見解も著書からは必ずしも十分に読み取れない傾向にある。胎教論への関心は素行において副次的なものであつたのだろうか。前述したように、また陶冶觀の教育必要論の特徴として指摘したように、耕道では、後天的な教育の成果に力点を置いていることがここでも確認されるものと思われる。<sup>(12)</sup>

## (2) 「節」に応じる教戒説

素行の教育方法論として特徴のある「節」に応じた教戒説、即ち人間の発達に着目・考量して教育方法を提示するという部分に関して、耕道は如何に述べているのか。

而して其質の強弱頓鈍に依つて同じからずといへども、大旨の常とするは、三四歳より十歳に至るを一節とし、十歳以後二十歳に及の間を一節とす、其節に仍て相應の教習あり。凡幼将の教戒、其大綱智德勇の三のみ、此三のものを其節に応じて習来せしむべし。教養の名号を別に設るときは、幼将必ず倦む。倦むときは其志背てならず。故に日用の事物に教の実

を寓すること、これ先其要なり。人幼弱の日は戯遊を安とす、故に或は書画を以て其情を慰め、自然と物の称号象形を知しむるは、智をなすの道なり。或は竹馬を以て馳逐の遊事をなし、或は蒲刀を以て勝負のまなびをなすがごときは、勇に涵侵するの道なり。その情のすゝみ向を察して、或は威儀のものまなびをなし、或は古将嚴肅の事実を談ずるは、徳に導の術なり。総じて一事一物を以てするときは、幼年の人其情必ず倦、故に常に事物を新たにして、其英気をとりそだつるにあり。博職能く其大綱を心に得て、幼将の情を察し、教養を以て深く身に委るときは、ならずということあるべからず。

其家の佳例同じからずといへども、男子産まれて十一歳にいたるとき、甲冑著初の大礼を行い、其強弱に従て、十四歳より十八歳に至る間、初陣に立こと、兵家者流の通例なり。男子十一歳に及ときは、其智既に發動せんとす。爰に至て教養又昔日に同じからず。<sup>(13)</sup>

耕道によれば、人間の発達は個人差が考えられるが目安として三、四歳から十歳、十歳から二十歳を大きな節目と考え、それに応じた教育の充実を説く。十一歳頃は知的能力が急速に発達する時期と考え、教育方法・内容も変える必要があるとする。また特に武家の兵法的な意味での通過儀礼が意識されているとみえる。

素行の説では次のようにある。

其の節末至をしひて是れを教戒する時は、節を失ふがゆゑに、教戒皆煩勞して無益。其の節を詳に考へて、時分に相應いたせる教を専らとし、其の間に前後本末を校量して、さきんすべきことをまづ教ふる如く可仕也。子既に生まれては安静ならしめ其の精氣をさはがしめず、其の養を時して飽飢をはかり、既に笑語するに及んでは笑語の用を正しからしむ。……出

生せる赤子の笑語にも不及し、聖經賢傳なればとて四書・六經の書を講読いたしきかせたればとて、何の通ずる所あらんや。……既に手に物をとることを得ば、是れに右を以てすべきことを教へ、取ることならば先づ箸を取りことを知らしむ、……子能くもの云ふことを得ば、自らの名をいはしめ、父母の稱號を知らしめ、……知あつて物を羞づることをしてる時は、ここにおいて長幼の禮、尊卑の品をわかつたしめていき、……子よく歩む時は、行歩の禮をならはしめて安静恭謙ならしめ、……是れ等の教は別に法を立てて學ばしむると云ふには不有、自然に涵養すべきの義也。

子生れて三歳にして、殆ど父母の懷を離れ、手足言動かたりに成りぬべし。是れを倍して六歳に及んでは、七情とともに全く、四支良堅く、知物に及ぶべし、口舌能く調るべきなれば、六歳にして初めてならはしめ教へむべきの事を始む。視聽言動の品々は生れ出づるより備わりて、三歳にして其のかた少し備はるが故に、視聽を政さしめ舌内を静に安らかにして、卑劣凡下の言をつかはしめず、嬉戯自ら禮容を設けて、五倫の交接、飲食送答の節、其の會釋言語をしらしむべき也。七歳は女子の血氣已に動くの初なれば、男女の別を立て、同席に不居同じく食せしめざる也。男女ともに六歳より其の才の得たらん方をはかり、其の好まんずる處に任せて、或は詩歌に其の用法をついでそらんぜしめ覚えしむべし。男子は既に物読みなんことを知らしめ、其の家職を不怠道を學ばしめ、女子は柔順のことをしらしめ、女の職たることを嬉戯の間にも習はしむ。不入詩歌を教へ學ばしむべからず。末に世事の用たらんこと、自身の勤めたらんことを仮にも云ひ教ふべき也。八歳にしては知爰に足り氣力既に全きを以て、戒を強くして讀書筆画を習はしめ、家職とするの業を勤めしめ、出入起居各々禮容を勤めしむ。八歳以下は起居常無く、飲食時なし。八歳は小學に入るの歳にして、人九歳にして已に精氣全く氣力初めて強きを以て、八歳より是を習はしめて、九歳を以て其の全からしむる時とする也。九歳に至りては男子必ず陽氣動く、是れ已に物に感ずるのゆゑん也。故に能く事物

の理を知らしめ、大意を覺らしめ、義理の大法を會得せしめつべし。十歳は数の一成也、初めて男子を外に出て令居、成人の禮を學ばしめて、内爲天徳外事物の態を尽さしむ。

当説は素行の特徴ある教育方法論として再三研究書にもとりあげられているが、対照するため、あえて引用した。また、当説には変遷があつて、その経緯と特色を拙論で指摘したが、ここでは『山鹿語類』のものをとりあげた。

さて両者を対比してみると、耕道にあつても子どもの発達を考量し、発達の個人差を観察してそれに応じた教育の必要を説いていえる。その点では素行の論の重要な点を受容しているといえるが、この発達觀は素行に比較して、人体生理面での観察という点においての理解・理論について触れておらず、出生時からの観察の点についても詳細を欠いていると言わざるを得ない。「節」という概念も素行の法が詳細な発達段階を意味していることに比して、耕道はいかにも大枠でしかとらえていない。いずれも、十歳ないし十一歳頃を境に成人としての学習へと転換してゆくことを考えているが、発達段階の上で「知の發動」ととらえ、学習を本格化してゆく時期も、素行の方が「六歳で知に及ぶ」としているように、早期から考量していることが確かめられる。また耕道は女子については全く触れておらず、専ら武家の後継者の通過儀礼を意識して述べられている観がある。例示も武家の武芸に関するものが多い。

耕道はまた別書で次のように述べている。

幼主ヲ教導スルノ用必ズ其節アリ。其節ヲ詳ニセザルトキハ事煩シテモ益ナシ、而シテ其節ノ実ヲ論ズル時ハ小兒ノ年齢及ヒ文学読書等ニ泥ムベカラズ。幼君ノ智足リ形調ヒ欲發スルノ節ヲ詳ニシテ其節ヲウシナワザセス既ニ發シ形事ノ間ニアラハルトキハ俄ニコレヲ改メ戒メント欲スルトモ遂ニ其本ニ復シガタク長ジテ後食戻暴怒ニ至ル：幼稚ニシテ気血全タルガザル時ハ智識ノ用薄ク其貪ル處ノ欲亦浅シ。幼主長ズルニ從ヒ耳目四支ノ用ヤフヤクニ調ヒ、タトヘバ昨日解セザルノ義ヲ今日ハ解シ今日欲セザル事物ヲ明日ハ欲スルガ如キニ至ル、其智其形其欲各發生ノ節アリ…。<sup>(16)</sup>

ここでみると耕道は、「節」について詳細な発達への観察が要求されるという観点から説明をしており、考え方として素行の論旨を明確に受け継いでいると了解される。「年齢及ヒ文学読書等ニ泥ムベカラズ」との言を引いており、発達それ自体の観察が重要である点の主張を受容している。ただ素行で具体的に例示される発達の様態が記されていないということになる。その点では素行が『謫居童問』でさらに展開した人体の発達への関心と観察については全く言及していないとみることが出来る。

耕道にあつては実際に「幼君」を如何に教育し後継者として育てるかという強い目的意識が表に出ている観があり、それは前記引用中の「傳職能く其大綱を心得て、幼将の情を察し、教養を以て深く身に委るときは、ならずということあるべからず。」という部分にも窺える。また耕道が述べる「智德勇」の内容、「倦」と「志」

の関係、「書画」を陶冶材として使用する点、「本ニ復シ」という観念、「貪戾暴怒ニ至ル」という觀察、「智・形・欲」の発達として焦点化した觀察等、素行の引用敷衍ということからだけではない、耕道独自の観念・言辞も注意される。

### (3) 「自然教化」の方法

前記した引用に既に含まれているが、耕道の説には、素行の「自然教化」の方法論が受容継承されている。

その主旨は、子弟の「徳」と「才」を日常生活上で陶冶するが、事改めて教育を施すという態度は子どもの気持ちが畏縮し或いは倦み教育効果が低下する。特に幼児にあっては親がそのまま模範として人間形成が行われるものであり、また遊戯を好むものであるから、日常の事物に教育的意味を寓するという方法をとることが有効であるというものである。<sup>17)</sup>

耕道は、「凡人幼年ノ習氣遂ニ変ズベカラズ：教養以道ニアリ道ヲ以テスルト云ハ別ニ文ヲ講シ札ヲ学ノ名ヲ設ルニアラズシテ幼君ノ形法ヲ涵養シ言行嬉戯ノ際自然ト君道ニ導クコレナリ。」と述べている。<sup>18)</sup>

また耕道は、次のように述べている。

教養ノ道既ニ不是底ノ行アツテ而シテ后ニコレヲ戒ルモノハ教養ノ道ニアラズ、故ニ幼主ヲ輔養スルノ極唯平日ノ習來ニアリ。其習來スル処人ト物トニシテ人トハ乳母傳近臣物トハ衣服居處食物玩器ニアリ：妾偽ノ事亦人世ノ一事ニシテ必ズナキ事アタハズ。堅ク守テ妾偽ノ事ヲ幼主ニ

知ラシメサル時ハ其材事物ニ蔽塞スルノ弊アリ：幼主今日応接スル事物言  
行ノ外若別名義ヲ立テ教習トナス時ハ幼主ノ言行道ト扞隔シテ教導ノ実ニアラズ。幼主今日ノ言行皆嬉戯遊事ノミ、若コノ嬉戯遊事ヲ道ニアラスト  
云テコレヲ廢シ成人ノ教ヲ以テシ聖賢ノ説話ヲ示サント欲スルモノハ既ニ  
天下ノ儀則今古ノ達道ニアラズ：本朝ノ俗男子産ル時ハ孟春ニ弓矢贈答  
ノ礼アリ仲夏ニハ甲冑旌旗ヲ妝ヒ古昔勇士ノ像ヲ刻テ木偶人トシ以テコレ  
ヲ示シ季秋ニハ毎家菊花ノ宴ヲ設親族集会シテ寿ヲ挙コレラノ俗事見来ル  
トキハ嬉戯玩器ノ間五倫ノ情ヲ模写シ文武ノ礼容ヲ習來スルノ教ナリ。其  
職業ヲ格致シテ以テ戯遊玩器トナシ其名分其礼容ヲ知シメ輔佐ノ良臣誠心  
ヲ尽シ戯遊ヲ以テ道義ニ導ニアリ。<sup>19)</sup>

一方、素行は、「父に才知ある時は子に善を責むるの心深きを以て、子の言行を朝夕くやみののしりて、其の我れにひとしからん事を思ふ。是れを又理を不致のゆゑを以て、しきりに子に是れを責めて、つひに父子の恩情をやぶるに至る也。……子を責むべからざる也。そのゆゑは、人の生質に厚薄軽重甚だ多し、一つに順ずべからず。」また「子を教ふるに、読書をせよ、学問芸を習へとのみ云ふは、事別になる故になりにくし。唯不斷の上にて、世事萬端を自然と教ふるに利あり。」と述べていた。<sup>20)</sup>

また素行は耕道の引用後段で述べている年中行事・玩具の教育的意味に触れていた。

本朝の俗、正月は弓矢の儀を教へんがために、幼童の男子に互に相贈答するに弓矢のつくりものを以てす。三月は女子に婚姻姑舅の礼、家の法をなはしめんがために、雛遊と號して其の礼容を定む。五月は旌旗を

家々に飾り、甲と號して或は古の勇士を木形にいたし、或は冑をこしらへて是れをしらしめ、其の武儀を幼稚より学ばしむ。七月は女子踏歌の遊をなし、靈祭のことを致して、唱歌風俗のことをならひ、葬祭の儀を正し、遠きを追ふの心を示す。九月は男子菊の宴をまうけて、族を親しみことぶきをあぐ。<sup>(22)</sup>

以上、その骨子は、①一方的に善を押しつけても教育は成立しない、子弟への慈愛の心を持するところから適切な教育方法が自ずと授かる。②遊戯を是認し、一見無駄な遊戯であるがそれを離れた教育は考えられないとし、大人への教戒、例えば道徳の講義等を施すことには無意味である。一時の教戒で児童がよくなつたとみえるのは錯覚であるとする。③通過儀礼の教育的意味を再評価する。④児童の「志気の動く処」を觀察してその能力を見極め調和的発達を勘案する、という点を論旨としている。

素行と比較すると、耕道は、②と③については、ほぼそのまま引用受容している觀がある。④の「志気の動く処」は、前節で指摘したように、概念の詳細に違いがみられた。①の表現の異なりは検討をするが、耕道は、次のように述べている。

父子ノ間戒ハ若善ヲ責テ其善ナラザルトキハ其情意ニ乖キ離ル……父子ノ間善ヲ責ル事トナクシテ天性ノ恩ヲ全ス、恩ヲ全クナスノ実ヲ致ルトキハ其子ヲ教戒シテ不義ニ陥ラシメザルノ道又爰ニ奉レリ。

④の「志気の動く処」に関しては、耕道は、「在察其機ナリ機ト

ハ幼主ノ志氣ノ動ク処ノキサシ之。人ノ氣質其稟ル処ノ厚薄ニ由テ其機發ニ長短アリ。孩提ノ間言語戯遊ノ用ヲ具ニ察シテ其智ノ長短ヲ弁シ長ヲ抑ヘ短ヲ揚テ以テ全カラシムベシ。」と述べており、<sup>(24)</sup> 「きざし」と表現をしている。「孩提ノ間言語戯遊ノ用ヲ具ニ察シテ其智ノ長短ヲ弁シ」と言い、「長ヲ抑ヘ短ヲ揚テ全カラシムベシ」と述べるところからは、耕道が子どもの発達に関して調和的な発達を遂げる要求をしていることが窺われる。

#### (4) 社会化と教育担当者の条件

教育方法論上の以上の論点も収束するところは、耕道、素行とも、武家の後継者として子弟が社会化を果たすというところにあるといえよう。

耕道が、「後将の器既に成てよりは、必ず國家の武政を共に謀らしめて、武徳を修せしむること、蓋し要務なり。後将年たくるまで政事をしらず。頓に譲をうけて國務に通ぜざるが如きこと、世に或はあり。子父將の過なり。……或は死に臨て速教を俄になさんとするがごとき、大丈夫の勤にあらず。」とするのも、「遺戒」に例示されるような一時の教戒から、長い時間をかけて子弟を教育するという視点への転換を背景として、武士の職務に慣れさせ、後継者として十分な社会化を果たさせるべきと考えるのである。

「遺戒」については、素行も同様のことを説いており、「我が身ここに去らんがゆゑを以て是れを云ひのこすを云へり。平生教戒して其是非を糾明し恩入用法は死後と云へども相変ずべき事なし。」<sup>(25)</sup>

としている。

家職を教育内容とする点については、耕道は前述した他、「幼主才徳ノ用コレヲ外ニ不求今日ノ事業ニ習教スルニアリ。」<sup>(27)</sup>「幼主ノ才徳ヲ練事今日事業ヲ習熟セルニアリ。」とも述べている。<sup>(28)</sup>

素行は「日用の学」の学習とその成果を「日用の学」で計る方法に触れていた。

業と云ふは、其の人によつて相定まれる所の職業あり……唯だ飲食起居交接嬉戯の間、自然に涵養するに以成人之道、其の遊行の間各々家業を學ばしむるに至らん事、是れ知を善に長じ才を世事に達せしめ、德を天性にかへらしむるのゆゑん也。此の法不正を以て平生と學習と別なるを以て、ならふと教ふると差別して困と佚するに至る事、其の本大にたがへば也。……幼稚小童の時輔養教戒すといへども、日用の事物にならはしむるであらざれば、彼の學士博士の博く見聞して、皆うはさになり世事に不移に不異を以て、其の知行のしるしを量り考ふる事ありぬべしと云ふ也。ここに案するに、知いかんして可量、行いかんして可考となれば、幼稚の間に成人の禮を以て糾明するにありぬべき也。幼小なりと云へども、平生賓客の送迎をなさしめ、飲食の給仕あいさつを見習はしめ、世事を談じて其の批判作略を聞かしめ、其の身にいはしめて、其の云ひ様、理の取り様思入をしらしめ、柳か幼少の會釋を不用、只だ成人の禮節を施さしむ。是れ平生其の知覚をこころみ習はしむるのゆゑん也。既に成童已後世事に長ずる處ある時は、則ち家事を以て子にまかせて其の策略を計るべし。

耕道においてこの観点が受容されている。合わせて、「民間卑劣の事物といへども、能これを知を武将の博覧と称すべし。……折にまれ凡下の事物をも茗談し、下情に通せしむること、尤も大益たり。」<sup>(29)</sup>と

して、「日用卑近」「俗学」の用を説いている。

このよだな過程を経て、前述の「節」に応じる教戒説に従えば、「輔佐」の一環として教育方法を考量する段階から、各自の主体的な学習の在り方を問う段階へと移行することになる。前者において教育に与かる者として想定されているのは、父母の他、乳母、養育係・教育係の家臣、学問・武芸の教師が考えられている。耕道の論述においては、特に「幼君」の養育係としての家臣と周囲の者の心得としての視点から書かれていることが了解される。耕道は、十一歳以降の教育にかかる者の条件に関して、「武教」を心得、篤実で信頼をおける徳を備え、武家の古典旧事をよく知り、兵法武術に通じる人物を求めていた。「これを涵養するの道、人・物の二」を大綱とす。所謂人とは近臣を撰にあり、第一篤実にして信ある人、これ幼将の徳を養にたり。第二武家の古典旧事を能く知る人、これ幼将の智を養べし、第三兵法武術に通ぜる人、これ幼将の勇を養べし。この三を以て其人を撰ときは、武徳を涵養するにたり。傳職はもとより此三を兼備するを當任とす。<sup>(30)</sup>と、その条件を考えている。

幼君漸ク童形ニ長シ玉ヘルトキハ賢才ヲ挙コレヲ文武ノ師範トシ：古來ヨリ幼君ノ師ヲ撰コレヲ挙ルニ其器ニ中レモノ尤モ稀ナリ。或ハ儒師ノ世ニ名アルモノ或ハ博識怡キクノ聞ヘアルモノヲ用ユトイヘドモ彼等皆典籍ヲ解シ文字ヲ講スルニ於テ其辨耳ヲ驚ストイヘドモ多年学窓ニ向テ暇ナキガユヘニ今日應事接物ノ情ニウトク本朝ノ國風武門ノ義ヲ詳ニセズ。<sup>(31)</sup>

名のある儒者よりも「武教」を体得した学者こそが適任と主張しているということであり、ここには耕道の素行の学統繼承者としての観点から、「武教」の思想に立つことが耕道において特に強調されていることが看取される。

「傳職近臣各勇武を標的」とする事由は、教育方法の具体的な問題に關わっては、「幼将の徳を損するは、欲を恣にするを本とす。恣欲に至るの本は、父姑息の愛に流ると、傳職近臣一時の喜を必となすの二つより生じる。土道のあやまち、其根基總て勇の不足より起<sup>(33)</sup>る。」とある認識にも關係している。また、「傳職近臣」と「幼君」の教育関係には、次のような記述がみられる。

凡誠ハ無息ノ実不得己ノ謂天地人物此誠ヲ以テナリ日用ノ事物此誠ヨリシテ其儀則ヲナス。コレ誠ハ物ノ終始誠アラサレハ物ナク心誠ニ求メルトキハ不中トイヘドモ亦不遠所以ナリ。此故ニ輔佐ノ臣常ニコノ誠信ヲ懷テ己レカ職分ノ深重ナル事ヲ厚ク体認シ語默動靜ノ間幼主才德秀テ玉ハシ事ヲ服膺シテ戯遊ノ間誠ヲ以テコレニ臨、時ハ不期シテ其法道義ニ叶ヒ不計シテ其節事物ノ間ニ呈露シ来ル故ニ大臣コレヲ忽ニナスベカラズ。<sup>(34)</sup>

尚、素行の「誠」と耕道のそれとの解釈の異同も検討が要されると考えられるところではあるが、教育関係が「誠」を媒介として成立しているという認識は、両者の教育方法論の背景して重要な共通点と考えられる。

## 二 学問の方法論

前記した通り、「輔佐」の一環として教育方法を考量する段階から、各自の主体的な学習の在り方を問う段階へと移行するという学習觀に照らしてみると、前節で主に前者について考察してきたわけだが、本節では後者について取り上げる。子弟が自發的な学習意欲を生じ理念的な内容の学問に至るまでを理解しうる段階に成長した時点での学習方法の指導についての耕道の見解である。

耕道は、前述のように、「文」に優先した「武學」、即ち、武士の教學として体系化を試みた素行の儒学と、具体的な兵学に直結した内容を学ぶ必要を強く説いている。教師、書物を通じて、①建築・兵具等の形態、②行軍・兵法等の技術論、③軍全体の戦法、を學習するとする。また武術について、①馬術、②剣法、③弓矢・鉄砲の順で學習するものとする。

講武ト云ハ武事ヲ講習討論シ武備ヲ教閥練熟ナスノ義ナリ。而シテ武事ニ品アリ、一人ノ武アリ一家ノ武アリ天下国土ノ武アリ。一人ノ武ト云ハ一隊ノ馳逐一陣ノ進退ヲ習熟シテ戰闘ノ用ヲ全クスル是ナリ。天下国土ノ武ト云ハ城陣軍戰ノ法ヲ詳ニシ……幼君童形ニ長シ……必ズ武備ヲ詳ニシ武事ヲ講シ是ヲ以テ其職業トナサズンハ有ベカラズ。<sup>(35)</sup>

耕道は、「清平の日、武を講習して不怠は、武將の専務なり。」とした上で、それを講ずる大綱として、①形（城・營・器械）、②業事（陣・行・五兵の技）、③軍旅の事情（奇正虚実、客主衆寡、

三戦五戦)の項目をあげている。これに二つの「目」、人・物とがあるとしている。「人を以てするとは、或は先覚を師と定て講じ、或は達人とともに謀て優劣得喪を定、或は人を列して其作法をころむるなり。物を以てするとは、或は古書に依て其意味を講じ、或は案牘となして広く示し、或は図画をなして其象形をこころみ、土砂木石を以て其形を定、人をして詳に知しむる」ときこれなり。<sup>(37)</sup>」と述べる。

耕道が説くところに従えば、学問の内容に相当するのは、結局素行の山鹿流の兵学自体に照應することになる。従つて、ここでは、その内容論は再論しないで以下詳細を省くこととする。一方、学習に際しての教育方法についての見解がここにも散見される。

「文」の部分に相当する学問の方法についても、読書法を中心にして述べている。「教養に文学読書を必とすること、世の通例なり。……武教の実を以てせざるときは、必ず害あり。幼将の智漸く通ずるに及では、先武義武勇に導くことを主要とす。而して後これをたくするに文学を以てするときは、大益たり。文章詩句のごとき、亦文の一事にして、泥著して嗜べからず。」とするのは前提となるところである。「幼将の智漸く通ずるに及」ぶ時期から「幼将成童の後」に至つては「只勤て武義武事に暇なからしむるにあり。」とされるのである。

人君幼弱ノ間ハ其機ヲ察シ戯遊ノ間コレヲ道義ニ涵養シ既ニ其智其形欲全ク足全ク調ニ至テハ必ズ學問ニ導ニアリ：凡読書ノ法先閑暇ノ時ヲ得テ幽閑ノ地ニ坐シ氣ヲ平ニシ心ヲ静ニシ厚ク經書ヲ尊信シテ……經ノ文義

一句一行ヲ讀テ瞑目シテ其意義ヲ詳ニ考辨シ而シテ后ニ後儒ノ解一説一説ヲ靜ニ讀テ經ノ本意ト解ノ大意ヲ深ク味ヘ厚ク辨シ其後説ノ優劣ヲ詳ニシ而シテ是ヲ吾身上ニ体認シテ今日修齊治平ノ事物ニ比較シテ其成否ヲ試得失ヲ考へ其要其実ヲ胸襟ニ収ムヘシ……猶暇アルトキハ諸子百家ノ書ヲ涉獵シ古今ノ治変國家ノ盛衰政事ノ得失ヲ見ルヘシ。是皆智ヲ広メルノ用ナリ。<sup>(38)</sup>

方法として、①閑暇に静かな場所に座し心を平靜に経書を尊信して臨む、②経書の一字一句を熟読し瞑目して意味を詳細に考察する、③評釈書と照合し各々の解釈を考察検討する、④自分自身の上に体認し世情への応用（成否得失）を考える、⑤その要綱と実を胸におさめる。⑥尚、時間的に余裕があれば、諸子百家の書を涉獵し政治の歴史にわたる知識を広く吸収することを考えている。

「蓋し文学に二つの大益あり。聖人の心を知、古今の情を知、これが第一益なり。多く天下の事物を知、これ第二益なり。」とその効用を考え、特に中国古典だけでなく日本に関する知識を優先的に学習し、世情万般を学ぶようになるとする。<sup>(39)</sup> 素行の学習論をその大旨に沿つて受容したものと言える。

### （結）

津輕耕道の教育方法論を中心に、その素行の論との対応を踏まえ、その受容の様態と特徴をみてきた。①兵学主体の教育内容、②教育論としての観点の明確化、③形而下の人間観による人間の生理

面への着目、(4)それに基づく個別の発達を考量した上で、「自然教化」の方法、これら素行の教育方法論の特徴を明確に耕道は受容している。耕道の論は教育を重視してその方法や内容を検討することを要諦とした思想を確立発展させ、「教育書」に等しい著作を提供したことにより意義が求められる。その為政者的視点は明確であり、むしろ徹底している感がある。素行の教育論としての発展性を耕道の教育論の展開の中に見出すことが出来る。

しかし、素行の教育方法論の発達観の詳細、人間の発達への観察という部分がみえず、この点の受容がなされていない点が、限定された部分でもあり、学説の受容の問題としては看過出来ない点である。

貝原益軒の教材観と教育課程論の詳細が一方で「教育書」に等しい著作として提起されている時期である。素行の論がかなり詳細を極めながら、なぜ耕道の論が詳細を欠いたのか。著作の趣旨もさることながら、近世の教育思想・学説の受容・伝播の根幹的な問題として検討を要するところと思われる。

### 【註】

- (1) 拙稿「山鹿素行の教育論の受容に関する考察—津輕耕道における陶冶觀・教育觀を中心に—」(工学院大学共通課程研究論叢四一一二・平成一六年二月) 参照。
- (2) 拙稿「山鹿素行の児童教育論—児童理解と教育方法を中心として—」(早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊第一集・昭和六十年一月) 参照。
- (3) 緯話(子丑)・廣瀬豊編「山鹿素行全集(思想篇)」昭和一五〇七年・岩波書店・第一一卷・三四五頁。
- (4) 武治提要・石岡久夫『山鹿流兵法』(日本兵法全集五) 昭和四十三年・四〇七頁。
- (5) 同前・四〇七~四〇八頁。
- (6) 謂居童問・「山鹿素行全集」(前掲)一二一・二六頁。
- (7) 山鹿語類・「山鹿素行全集」(前掲)六・二八〇~二八六頁。
- (8) 同前・二八〇~二八一頁。
- (9) 同前・二八一頁。
- (10) 緯話(子丑)・同前一~三五五頁。「ここでは、胎教の説明の後、「天下の万事胎教より出でざることなし。内習外閑して而る後にその事をなすは、皆胎教と云ふものなりと知るべきなり。」とされていて、胎教から論旨が離れている。註(3)の引用と同じ万治三年から寛文三年(一六六〇~一六一年)の記述であるが、時期としては、人間の発達段階への関心が明らかにみられるのはその後の時期があるので、それが事由かもしれない。
- (11) 章数附(貞)・同前一・六〇八頁。(章数附(貞))の記事は、素行没年の貞享二年正月二十二日のもので、最晩年の筆記の一つといえる。
- (12) 拙稿「山鹿素行の教育論の受容に関する考察—津輕耕道における陶冶觀・教育觀を中心に—」(前掲)参照。
- (13) 武治提要・(前掲)四〇八頁。
- (14) 山鹿語類・「山鹿素行全集」(前掲)六・二八九~九一頁。
- (15) 拙稿「山鹿素行の児童教育論—児童理解と教育方法を中心として—」(前掲)参照。
- (16) 輔佐要論(弘前市立図書館所蔵写本)二七〇~二八〇。
- (17) 拙稿「山鹿素行の児童教育論—児童理解と教育方法を中心として—」(前掲)参照。
- (18) 輔佐要論・(前掲)二五丁表。
- (19) 同前・二五丁裏(二六丁)。
- (20) 山鹿語類・「山鹿素行全集」(前掲)六・三〇八頁。
- (21) 綴話類集(丑)・同前一~四七九頁。
- (22) 山鹿語類・(前掲)六・一四一~一四二頁。以上、関連する素行の諸説は、拙稿「山鹿素行の児童教育論—児童理解と教育方法を中心として—」(前掲)で取り上げ考察している。
- (23) 四書句詠譏解(都立中央図書館所蔵写本)一~一冊五六丁表。

(24) 輔佐要論・(前掲)二七丁表。	(25) 武治提要・(前掲)四一〇~四一一頁。	(26) 山鹿語類・(前掲)六・三一〇頁。	(27) 武治提要・(前掲)四〇八~四一〇~四一二頁。	(28) 輔佐要論・(前掲)三三丁表~三四丁裏。	(29) 山鹿語類・(前掲)六・二九五~一九八頁。拙稿「山鹿素行の学習觀」、「聖學」の方法論を中心にー」(工学院大学共通課程研究論叢三三・平成七年十二月)参照。
(30) 武治提要・(前掲)四一〇頁。	(31) 同前・四〇八~四〇九頁。	(32) 輔佐要論・(前掲)二九丁表。	(33) 武治提要・(前掲)四〇九頁。	(34) 輔佐要論・(前掲)二八丁裏。	
(35) 同前・三一丁裏~三二丁表。	(36) 武治提要・(前掲)四〇〇頁。	(37) 同前・四〇九頁。	(38) 同前・四一〇頁。	(39) 輔佐要論・(前掲)三〇丁表~三一丁表。	
(40) 武治提要・(前掲)四〇九頁。	(41) 同前・四〇九頁。	(42) 拙稿「山鹿素行の学習觀」、「聖學」の方法論を中心にー」(前掲)参考照。	(43) 輔佐要論・(前掲)三〇丁表~三一丁表。	(44) 武治提要・(前掲)四〇九頁。	

(うちやま むねあき 本学助教授)